



長野県報

6月7日(木)
平成24年
(2012年)
第2375号

目次

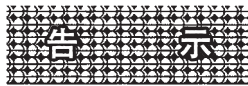
告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	1
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の更新(建築指導課).....	3

公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室).....	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(2件)(経営支援課).....	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課).....	5
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課).....	5
土地区画整理組合の定款の変更の認可(2件)(都市計画課).....	5
一般競争入札(財産活用課).....	6
一般競争入札(企業局).....	7
一般競争入札(議事課).....	7
一般競争入札(企業局).....	8
一般競争入札(2件)(高校教育課).....	9

正誤(行政改革課).....	11
(信州の木振興課).....	11
(高校教育課).....	11
(人事委員会事務局).....	11



長野県告示第425号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
金澤病院	佐久市岩村田804	平成27年6月4日

医療推進課

長野県告示第426号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信更町灰原字北ノ入313から316、323のイ、323のロ、324、326、328、329、331、333、334、337、338のイ、347のイ、信更町今泉字赤畑2484
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第427号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市上村2の13
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第428号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐久市内山字ぬかり窪1365、字苦水日向1378の1、1379の1、1380
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字苦水日向1378の1、1379の1、1380
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第429号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北佐久郡御代田町大字御代田字山ノ神2540の3、2541の9、2541の13、2546の1、2547の3、2547の4、4114、4115の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第430号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡小谷村大字中土字高地16066から16068まで、16069の1、16070、16071の1、16078の2、16111の1、字十二16044から16046、16047のイ、16048の1、16050の1、字十二ハバ16112の1、16113の1、16114
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第431号

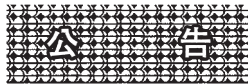
建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の6第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の指定を更新しました。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 更新した指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
長野市大字鶴賀字苗間平1605番14
- 3 構造計算適合性判定機関の指定の更新日
平成24年6月20日

建築指導課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
長野県庁西庁舎と長野県東京事務所との間の基幹系ネットワーク回線用通信機器 一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成24年7月1日から平成26年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
別表のとおり
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026 (235) 7071
 - 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月18日（月） 午前10時
イ 場所 長野県庁 東庁舎2階会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成24年6月14日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の可否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
 - 5 その他
 - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとし